

平成30年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成30年 2月27日（火曜日） 開 会 午前 9時30分

散 会 午後 1時21分

◎議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 1号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 2号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 3号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 4号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 5号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 6号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 7号 静川財産区管理委員の選任について

議案第 8号 静川財産区管理委員の選任について

議案第 9号 静川財産区管理委員の選任について

議案第10号 静川財産区管理委員の選任について

議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第12号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について

議案第14号 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定について

議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について

議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

- 議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第23号 紀の川市手数料条例の一部改正について
- 議案第24号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第25号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第26号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第27号 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について
- 議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第29号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

て

議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第47号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第48号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

議案第49号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第50号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第51号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第52号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第53号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第54号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第55号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第59号 土地の処分について

議案第60号 権利の放棄について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗 彦	3番 仲 谷 妙 子
4番 船 木 孝 明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順 治	8番 並 松 八 重	9番 中 村 ま き
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜 之
13番 高 田 英 亮	14番 川 原 一 泰	15番 森 田 幾 久
16番 村 垣 正 造	17番 堂 脇 光 弘	18番 竹 村 広 明

19番 石 井 仁 20番 杉 原 勲 21番 室 谷 伊 則
22番 坂 本 康 隆

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部次長	上 村 敏 治	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開会 午前 9時30分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、平成30年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ち、産経新聞社、読売新聞和歌山支局、和歌山新報より申請のありました本会議の撮影については、紀の川市議会傍聴規則第8条の規定により許可しておりますので、御了承お願いいたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、平成30年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番 仲谷妙子君、4番 船木孝明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月13日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月27日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会議は、本日から3月27日までの29日間と決定いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」の

提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告」がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第60号 権利の放棄について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第60号 権利の放棄についてまでの63件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成30年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわりませず御参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会に上程しております諸議案に係る提案理由等の説明に先立ち、新年度に実施いたします新政策及び当初予算案の基本的な考え方について、御説明申し上げます。

平成30年度は、私の市長就任4期目の初年度となります。これまで「安全・安心なまちづくり」を最重点に位置づけ、市民の皆様に「合併してよかった」と言ってもらえるようなまちづくりを進めてまいりましたが、まだまだ道半ばであると感じております。

これからも引き続き、市民の皆様に満足していただけるよう市政運営に全身全霊を込めて取り組んでまいりたいと、決意を新たにしておるところであります。

さて、平成30年度当初予算規模につきましては、一般会計では289億7,000万円で、前年度と比較すると4億3,000万円、1.5%の減となり、6年連続の減額となっております。

これは、これまで取り組んできました学校や公共施設の耐震化など、大規模なハード事業が一通り完了したこと。それと平行して、行財政改革により効率化を図ってきたことが減額の大きな要因と考えております。

予算規模は小さくなりましたが、事業そのものを減らしているわけではありません。新たな長期総合計画を推進するための事業には予算を重点的に配分をしておりますので、今回の予算は、まさに紀の川市の身の丈に合った予算になったのではないかと考えております。

次に、特別会計は180億7,156万円、公営企業会計は25億1,660万3,0

00円となり、総額では495億5,816万3,000円となります。

平成30年度の当初予算案については、新たな長期総合計画の将来像である、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を着実に実現するため、五つのまちづくり目標を設定して予算を編成しております。

一つ目の「安全・安心」の分野では、「地域防災力の向上」を目指して、災害発生時に市民がスムーズに避難できるよう必要な整備を進めます。

二つ目の「子育て・教育」の分野では、1点目として、「子育て支援サービスの充実」を目指して、子育て不安や負担軽減につなげるため、相談環境と交流機会の充実、仕事と子育ての両立を図るための支援策を実施してまいります。

2点目として、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援機能の強化」を目指して、若い世代が希望を持って出産・子育てができるよう関係機関と連携して、地域で包括的に妊婦や子育て家庭を支援する仕組みを構築してまいります。

3点目として、「快適な教育環境の充実」を目指して、生徒や教職員が学校施設を安全で快適に利用できる教育環境の整備を図ってまいります。

三つ目の「産業・交流」の分野では、1点目として、「農業経営の強化」を目指し、「農業所得の拡大」を実現するための関西国際空港までのアクセス条件を生かし、本市の地域資源であるフルーツを戦略的に売り込みたいと思います。

2点目として、「創業・就労の支援」のため、市内商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、新規創業者に対する知識習得と初期投資の支援、加えて市内事業所と就職者のマッチングを行います。

四つ目の「都市基盤・生活環境」の分野では、「計画的な土地利用に基づくインフラ整備」を目指し、国・県道の整備をさらに促進するために、関連団体への整備要望や活動に参画をします。

また、京奈和関空連絡道路整備促進事業では、早期着手等に向け取り組んでまいります。

五つ目の「地域づくり・行政経営」の分野では、1点目として「シティプロモーションと他事業との連携強化」を目指し、シティプロモーションと大学連携・観光振興の連携を強化し、「知ってもらう」から「来てもらう」の流れをつくってまいりたい。

2点目として、「市民窓口サービスの充実」のため、コンビニ証明書交付システムを導入します。

また、組織機構を見直し、より効果的に計画を推進していきたいと考えております。

以上、重立った事業を説明しましたが、これからも市民の皆様が安全・安心で「合併してよかった」、「住み続けたい」、「紀の川市民でよかった」と言ってもらえる紀の川市を皆様とともに考え、実現してまいりたいと考えております。今後とも御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例議会に上程いたしました諸議案について、概要説明をいたします。

まず、人事案件として13案件でございます。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。議会の意見を求めるものでございます。

また、議案第1号から議案第6号は、飯盛財産区管理委員の選任について。

続いて、議案第7号から議案第10号は、静川財産区管理委員の選任について、それぞれ任期満了に伴い、議会の同意を求めるものでございます。

次に、条例に関する議案で、議案第11号から議案第27号までの17議案であります。

主なものを申し上げますと、国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定。

また、紀の川簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関連条例の整理に関する条例の策定。

さらに、紀の川市都市公園条例の一部改正や紀の川市立学校設置条例の一部改正などであり、それぞれ所要の改正の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号から議案第36号の9議案につきましては、平成29年度予算に係る補正予算（案）で、一般会計をはじめ各会計において決算見込み中で、最終調整として所要の措置をお願いするものであります。

さらに、議案第37号から議案第58号の22議案につきましては、平成30年度当初予算（案）で、一般会計をはじめ各会計についてですが、冒頭に予算の概要説明を申し上げており、また参考資料といたしまして、「平成30年度当初予算の概要」を配付させていただいておりますので、ここで説明は省略をさせていただきたく、御了承賜りますようお願いいたします。

次に、議案第59号 土地の処分についてであります。北勢田第2工業団地において、工業用地として売却したく議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第60号 権利の放棄についてであります。回収不能となった住宅新築資金の貸し付けに係る債権の権利放棄するため議会の議決を求めるものであります。

以上で、この後、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書1ページ、諮問第1号から、3ページ、諮問第3号までの3件の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括して御説明させていただきます。

今回、人権擁護委員3名が、平成30年6月30日任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページ、諮問第1号につきましては、住所、紀の川市横谷204番地、氏名、土橋ひさこ、昭和23年3月29生まれ、再任でございます。

続いて、議案書2ページ、諮問第2号につきましては、住所、紀の川市桃山町神田189番地、氏名、薩川宏平、昭和22年2月19日生まれ。再任でございます。

議案書3ページ、諮問第3号につきましては、住所、紀の川市貴志川町前田631番地12、氏名、三國和美、昭和31年12月24日生まれ。再任でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

各委員候補者の略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページから3ページに掲載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、諮問3件につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号から議案第10号までの飯盛財産区、静川財産区の2財産区の管理委員の選任、10議案について一括して御説明申し上げます。

議案書4ページをお願いします。

議案第1号から議案第6号までの飯盛財産区管理委員の選任についての6議案については、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

6名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、住所、紀の川市赤沼田446番地、氏名、西垣信孝、昭和37年2月16日生まれ。

5ページをお願いします。

議案第2号につきましては、住所、紀の川市北涌386番地、氏名、岡 豊章、昭和50年2月24日生まれ。

6ページをお願いします。

議案第3号につきましては、住所、紀の川市麻生津中84番地、氏名、藤田和久、昭和29年4月4日生まれ。

7ページをお願いします。

議案第4号につきましては、住所、紀の川市名手市場252番地4、氏名、佐野富男、昭和22年8月15日生まれ。

8ページをお願いいたします。

議案第5号につきましては、住所、紀の川市名手市場1233番4、氏名、山本 勉、昭和22年7月3日生まれ。

9ページをお願いします。

議案第6号につきましては、住所、紀の川市後田181番地3、氏名、前川 哲、昭和34年2月10日生まれ。

以上で、6議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年

間となっております。

また、6名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の4ページ及び5ページに記載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書10ページをお願いします。

議案第7号から議案第10号までの静川財産区管理委員の選任についての4議案につきましては、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

4名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

10ページをお願いします。

議案第7号につきましては、住所、紀の川市平野1986番地、氏名、井戸本安弘、昭和15年3月10日生まれ。

11ページをお願いします。

議案第8号につきましては、住所、紀の川市名手上686番地、氏名、岡野 哲、昭和25年3月17日生まれ。

12ページをお願いします。

議案第9号につきましては、住所、紀の川市平野292番地、氏名、西幡雅美、昭和18年3月7日生まれ。

13ページをお願いします。

議案第10号につきましては、住所、紀の川市平野985番地、氏名、中谷典史、昭和37年11月9日生まれ。

以上、4議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間となっております。

また、4名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の6ページに記載しておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

以上、合わせて10議案について御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第11号及び議案第12号の2議案につきまして、補足説明させていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、国民健康保険制度の広域化により、国民健康保険法が改正されたこと等に伴う紀の川市国民健康保険条例など関係条例4条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案書15ページをごらんください。

国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条につきましては、紀の川市国民健康保険条例の一部改正でございます。

目次以下、この市が行う国民健康保険をこの市が行う国民健康保険の事務に、また国民健康保険運営協議会を紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に該当する箇所をそれぞれ改正するものでございます。

16ページをごらんください。

第2条の改正につきましては、紀の川市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

第4条から、17ページ中段、第5条の2までの改正は、基礎課税額に係る資産割額、均等割額、平等割額及び特定世帯に対する平等割額、また特定継続世帯に対する平等割額に係るそれぞれ税率及び額の改正を。

第7条から、18ページ上段、第7条の3までの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額、均等割額、平等割額及び特定世帯に対する平等割額、また特定継続世帯に対する平等割額に係るそれぞれ税率及び額の改正を。第9条から第9条の3までの改正は、介護保険金課税額に係る資産割額、均等割額、平等割額に係るそれぞれ税率及び額の改正を。

そして、22ページ中段までの第23条国民健康保険税の減額、各号の改正につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分に係る均等割額及び平等割額について、いわゆる7割、5割、2割軽減額をそれぞれの区分ごとに改正するものでございます。

次に、22ページ、第3条の改正につきましては、紀の川市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正で、第6条、基金の処分等ができる事項につきまして、国民健康保険制度広域化に伴い、1号中、「に係る保険給付費」を、「に係る国民健康保険事業費納付金」に改正するものでございます。

次に、23ページの第4条の改正につきましては、紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第1条関係別表中、区分に記載の委員名称について、第1条、国民健康保険条例の一部改正に伴い委員名称を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書24ページ、議案第12号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

本条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に、「第55条の2」の規定が新設されたことにより、一部改正するもので、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当

該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、25ページ、本市条例第3条、保険料を徴収すべき被保険者において所要の改正を行うとともに、附則、条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、2議案、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定についてから、議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正についてまでの3議案について、一括して提案説明申し上げます。

議案書の28ページから36ページにかけてとなります。

まず、28ページの議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定については、既に市内10カ所で学校敷地内、元学校敷地及びその他学校周辺施設で放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を実施してきたところですが、学童保育の専用施設の整備も進めつつあることから、この際に、その施設設置に関する条例を制定するものです。

なお、既に学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例、学童保育の負担金徴収条例、その他学童保育の実施に関する規則や要綱は制定されております。

条例の第1条では、児童福祉法に基づく放課後健全育成事業を実施するための施設を設置することについて規定しております。

第2条では、各施設の名称及び位置について規定するものです。

第3条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則に定めるところの委任規定となっております。

この条例の施行は、公布の日からでございます。

次に、議案書の30ページ、31ページをごらんください。

議案第14号 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてです。

提案の理由は、現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県指定都市・中核市が行っているところですが、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるようにという地域包括ケアシステム構築の観点から、居宅介護支援事業者の指定権限が地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日からその指定の権限が県から市へ移譲されるために、本条例を制定するものです。

31ページの条例の第1条では、介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営のに関する基準並びに指定の申請者の基準を定めることを規定するもので、第2条では、条例で使用する用語は、介護保険法の用語の例によると定めるものです。

次に、第3条では、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、本条例第

4条及び第5条に規定するもののほかは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号の省令第29条を除いた本省令の基準）による基準をもって、その基準とする規定でございます。

また、第4条では、指定居宅介護支援の事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録の整備について、省令第29条第2項の「その完結の日から2年」とあるのを、「当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間」と読みかえる規定を。

第5条では、利用者の人権擁護のため事業所ごとに人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し人権擁護に関する研修をしなければならない旨を規定しております。

第6条では、条例で定める指定居宅介護支援事業者の申請者は、法人である旨を規定するものです。

なお、この条例の施行は、平成30年4月1日でございます。

続いて、議案書の32ページから36ページになります。

議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正についてです。

改正の内容は、33ページになりますが、第6条第1項については、介護保険料の改定の時期に当たり、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき、各段階の介護保険料を改定するもので、第5段階を保険料基準年額としており、今回の改定では8万円と定め、第1段階から第11段階の各段階の保険料を規定しています。

なお、保険料基準年額の第5段階保険料は、被保険者、認定者、利用者等に伴う給付費の増加や介護報酬の改定、介護職員の処遇改善等の要因により、第6期の7万1,000円に比べ、年額で9,000円高くなっています。

また、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとする改正となっております。

34ページ以降です。

また、第7段階、第8段階、第9段階の境目となる基準所得の金額のうち、それぞれ「190万円」を「200万円」に、「290万円」を「300万円」に改正するものでございます。

第6条第2項では、第1段階の保険料の軽減後の額を3万6,000円と規定するものです。

次に、35ページ以降になります。

第16条から第19条の罰則規定において、「過料を科する」を「過料に処する」に改めるとともに、第18条では、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正法が公布され、その一部が平成29年7月1日に施行され、その改正法の中で介護保険法第202条及び第203条の改正がされたことにより、第18条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯

主、その他、その世帯に属する者、またはこれらにあった者について質問検査権の対象となるよう範囲の拡大を行う改正でございます。

また、附則の第1条では、施行期日を平成30年4月1日からとし、第18条については、公布の日からの施行と規定しています。

附則第2条では、経過措置として、改正後の第6条の保険料は、平成30年度以降の保険料に適用し、平成29年度以前の保険料については従前の例によるものと定めております。

以上、提案説明でございます。

議案第13号から議案第15号までの3議案についての御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案第16号、議案書37ページ、紀の川市観光交流施設条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、観光交流施設の設置に伴い、必要事項を定めるためでございます。

議案書38ページをお開きください。

紀の川市観光交流施設条例でございます。

紀の川市観光交流施設につきましては、本市はフルーツをはじめとする豊かな農産物や自然に恵まれるとともに、日本の西の玄関口とも言われる関西国際空港から約30分と利便性にすぐれた位置にあり、和歌山電鐵貴志川線貴志駅に外国人が10万人の観光客が訪れています。そこで、本市を訪れる観光客に対し、豊かな地域資源を活用した本市の魅力について情報発信するとともに、市民と観光客の交流等を促進する拠点施設とするため、条例を制定するものでございます。

第1条では、趣旨。

第2条では、設置目的。

第3条では、施設の名称及び位置を明記してございます。

第4条では、指定管理者による管理を行わせることができるとしております。

第5条では、その指定管理者が行う業務を明記しております。

第6条では、開館時間を明記しております。

第7条では、休館日について明記しております。休館日については、毎週水曜日と12月29日から翌年の1月3日までの日と定めてございます。

第10条では、利用料金に関することを定め、40ページの別表に記載してございます。

なお、附則として、施行期日を平成30年6月1日からとしてございます。

また、観光交流施設の配置図、平面図、立面図については、別冊議案資料7ページ、8ページに記載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

次に、議案書41ページ、議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由として、紀の川市細野溪流キャンプ場の入場料の見直しに伴い、所要の改正を行うためでございます。

議案書42ページをお開きください。

第9条関係の別表の入場料、日帰り「286円」を「371円」に、1泊2日「572円」を「742円」に、以後、1日につき「286円」を「371円」に改定するものでございます。

なお、附則として、この条例は、施行期日は平成30年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書43ページをお願いします。

今回の改正は、区費の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書44ページをごらんください。

第3条、区費は、大正2年に登記した契約書の貸与料の「5,000倍」となっているところを「2,500倍」と改正するものでございます。

附則として、施行期日は、平成30年4月1日から、また経過措置として、この条例による改正後の池田財産区使用料徴収条例の規定は、平成30年度以後の年度分の区費について適用し、平成29年度分までの区費については、なお従前の例による。

以上、3議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案書45ページをごらんください。

議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、紀の川市簡易水道事業及び紀の川市飲料水供給施設事業を紀の川市水道事業に統合すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

46ページをごらんください。

この条例で、四つの条例の一部改正を条建てにより行い、附則で五つの条例を廃止して、関係条例を整理しています。

第1条では、紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。

主な内容は、第1条、水道事業の設置において、神通・中畑飲料水供給施設事業を水道事業の附帯事業として位置づける改正を。

第3条第2項では、機構改革により「水道部」から「上下水道部」へと改正するものでございます。

48ページ、別表につきましては、簡易水道事業を紀の川市河南水道事業に統合することに伴う給水区域、給水人口、1日最大給水量の改正と神通・中畑飲料水供給施設事業を追加する改正でございます。

続きまして、第2条では、河北河南水道事業給水条例の一部改正です。

主な改正内容は、第1条、趣旨において、神通・中畑飲料水供給施設事業を紀の川市水道事業の附帯事業として位置づける改正を。

第2条、給水区域において、4簡水の簡易水道の給水区域を紀の川市河南水道事業の給水区域に追加する改正と神通・中畑飲料水供給施設事業の給水区域を追加する改正でございます。

55ページをごらんください。

第3条では、紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正です。

主な改正内容については、簡易水道事業に関する規定を削除するものでございます。

58ページをごらんください。

第4条では、紀の川市特別会計条例の一部改正です。

改正内容については、第1条第1項第6号、紀の川市簡易水道事業特別会計を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成30年4月1日から施行するものとし、五つの条例を廃止し、これに伴う経過措置を規定しています。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） それでは、議案第20号、議案第21号の2議案について、補足説明させていただきます。

議案書61ページをお開きください。

議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

本改正は、紀の川市土地開発公社の解散に伴い、所要の改正を行うものでございます。

62ページをごらんください。

第2条第1項第3号の削除につきましては、紀の川市土地開発公社の解散に伴い、職員の派遣先から「紀の川市土地開発公社」を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書63ページの議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

近年増加する災害に対応するため、排水ポンプ車を操作する職員を操作員として委嘱し災害に備えていますが、操作員が従事する作業は、災害時危険を伴う特殊な内容であることから、災害応急作業等手当を新設するものでございます。

64ページをごらんください。

第2条第1項第5号を新設いたしまして、災害応急作業等手当として排水ポンプ車操作員に対し、作業従事1日につき1,000円、日没から日の出までの間に従事した場合は500円加算するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 議案第22号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書65ページをごらんいただきたいと思います。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次の66ページから68ページをごらんいただきたいと思います。

改正部分につきましては、表中の下線部分でございます。今回の改正は、第2条、損害補償を受ける権利の条文中、上級法令の消防法及び水防法の規定に伴う引用条例の整備でございます。

次の67ページの第5条、補償基礎額第3項中の第1号の次に、または第3号から第6号までのいずれかを加えまして、その該当する扶養親族への加算額333円を1人につき217円に改めるとともに、次の第2号に該当する扶養親族については、次の68ページにわたります「従前の区分」を削除しまして、1人につき333円に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日第1条では、この条例は公布日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

第2条は、この条例による改正後の紀の川市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び障害補償年金及び遺族補償年金について適用しまして、平成30年4月1日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る疾病補償年金等については、なお従前の例によるなどの経過措置を規定してございます。

以上、議案第22号の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案第23号から議案第25号までの3議案について、御説明申し上げます。

議案第23号 紀の川市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書69ページをごらん願います。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととなっておりますので、今回、改正の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されることに伴い、議案書

70ページのとおり、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査手数料は、1件につき「3万7,700円」から「3万3,900円」に、また砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査手数料は1件につき「1万7,000円」から「1万5,000円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第24号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書71ページをごらん願います。

道路法施行令の一部改正する政令が施行されたことに伴い、議案書72ページのとおり、現行の道路占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さについて、1平方メートル、もしくは1メートル未満の端数を切り上げることとしているところ、より精緻に道路占用料の額を算出するため、0.01平方メートル、もしくは0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算する改正を行い、占用の面積の計算方法を精緻化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第25号 紀の川市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書73ページをごらん願います。

この条例改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律とその関係政令の整備等に関する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書74ページの新旧対照表をごらん願います。

紀の川市都市公園条例の第3条の4第2項は、公園施設の建築面積基準の特例を定めており、この第5に、都市公園法施行令で新たに追加された公募対象公園施設の建築面積の限度割合、100分の10を同じく追加するものでございます。

次に、条例第3条の5は、都市公園内における運動施設面積の限度割合を政令で定めていた割合と同じく、100分の50に条例で定めるものでございます。

また、条例第33条は、引用している都市公園法の条項番号が第5条の3から第5条の11に改正されたため、その記載を変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、3議案、御審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第26号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

議案書76ページをお開きください。

紀の川市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正するものであります。

提案理由といたしまして、平成30年3月31日をもちまして、細野小学校を廃校する

ものでございます。

77ページに、新旧対照表を添付いたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案第27号及び議案第28号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書の78ページをごらんください。

まず、議案第27号 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について、御説明申し上げます。

79ページをごらんください。

この条例は、合併前の那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の交付に関し、経過措置を定めておりましたが、経過措置期間が終了しましたので、条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の80ページをごらんください。

議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309億5,346万8,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費に係る規定。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表 歳入では、財産収入、諸収入を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債を減額しております。

続きまして、4ページ、5ページの歳出につきましては、決算状況見込み、事業執行における過不足の調整を中心に補正措置をしております。

6ページ、7ページをごらんください。

第2表 繰越明許費として、2款、総務費から、11款、災害復旧費までの10事業でございまして。

年度内の執行が見込めず、翌年度に繰り越して執行する事業でございまして。

8ページから11ページをごらんください。

第3表、地方債補正として12事業の地方債の限度額を変更し、児童福祉施設整備事業を廃止しております。

それでは、別冊の平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

14款、2項、2目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉費補助金のうち、保育所等整備交付金2億941万5,000円の減額、粉河地区保育所再編事業に係る交付金でございます。

5目、消防費国庫補助金、1節、消防費補助金、社会資本整備総合交付金7,334万1,000円の増額、防災行政無線デジタル化事業に係る交付金でございます。

7ページをごらんください。

16款、2項、1目、1節、不動産売り払い収入は、北勢田第2工業団地の2号地及び3号地の土地売り払い収入として4億2,000万円を増額するものでございます。

8ページをごらんください。

20款、5項、1目、1節、雑入のうち、土地開発公社の解散に伴う清算金として1億8,000万円を計上しております。

次に、歳出の主な事業について御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

2款、1項、17目、基金費、基金積み立て事業8億9,765万9,000円の増額、積み立てを行う主な基金としまして、公共施設の更新等に係る将来コストの財源として、公共施設等整理基金へ5億32万6,000円の積み立て、また財政調整基金へ3億9,800万7,000円を積み立てるものでございます。

15ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者総合支援給付事業6,000万円の減額、障害福祉サービス給付費の決算見込みにより、減額するものでございます。

17ページをごらんください。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、粉河地区保育所再編事業2億3,559万1,000円の減額、保育園施設整備工事の進捗状況により、市立保育園施設整備事業補助金を減額するものでございます。

20ページをごらんください。

4款、2項、2目、塵芥処理費、災害廃棄物処理事業1,603万2,000円の増額、平成29年12月の台風21号、22号により発生した災害廃棄物を紀の海クリーンセンター等で処理する経費を増額するものでございます。

21ページをごらんください。

6款、1項、10目、農業施設整備事業費、県営広域営農団地農業整備事業5,615万9,000円の減額、事業費の確定により県営紀の里地区広域営農団地農道整備事業負担金を減額するものでございます。

24ページをごらんください。

8款、1項、2目、地籍調査費、地籍調査事業4,243万9,000円の減額、地籍調査に係る測量委託料等の決算見込みにより減額するものでございます。

28ページをごらんください。

9款、1項、4目、消防施設費、防災行政無線デジタル化事業1億7,418万7,000円の増額、社会資本整備総合交付金の追加採択により、事業費を増額するものでございます。

31ページをごらんください。

10款、5項、4目、文化財保護費、旧名手宿本陣整備事業3,083万8,000円の減額、旧名手宿本陣の整備に係る事業費の確定により、設計委託料等を減額するものでございます。

以上、2議案について、御審議お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案第29号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書12ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,293万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書の3ページから4ページをお願いいたします。

償還推進助成事業補助金の予算措置として、歳入では、補助金を増額し、歳出につきましては、一般会計へ繰出金の増額を計上するものでございます。

以上、御審議、よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第30号及び議案第31号の2議案につきまして、補足説明させていただきます。

議案書82ページをお願いいたします。

議案第30号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

別冊の補正予算書15ページをお開き願います。

平成29年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,687万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,528万3,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書3ページをごらんください。

歳入でございますが、3款、国庫支出金、6款、県支出金、7款、共同事業交付金は、それぞれの負担金、交付金の額の確定によるもの。

4款、療養給付費等交付金は、交付金の決定見込みによるもの。

9款、繰入金は、保険基盤安定繰入金で、それぞれの繰入金の額の確定により所要の補正をお願いするものでございます。

5ページ、歳出をお願いいたします。

2款、保険給付費は、1項、1目、一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費で、決算見込み額減少のため減額。

また、7ページ、7款、共同事業拠出金では、額の確定による減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案書83ページ。

議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

別冊の補正予算書18ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,321万8,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、保険料で、徴収見込みによる増額を、3款、繰入金で、保険基盤安定繰入金の確定による減額を、5款、諸収入の雑入では、平成28年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、返還されました精算金による増額でございます。

4ページ、歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、納付金額の確定による増額。5款、諸支出金では、一般会計繰出金の確定により増額をお願いするものでございます。

以上、2議案につきまして、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 議案書の84ページ。

議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

別冊の補正予算書の21ページから23ページになります。

平成29年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,489万2,000

円を減額し、歳入歳出それぞれ69億1,555万2,000円と定めるところの補正予算です。

補正の主な内容については、別冊の「平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」に関する説明書になります。

まず、3ページから4ページにかけての歳入ですが、1款、保険料については、第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料収納見込みにより減額を。

また、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金については、本年度の収入見込みの精査によりそれぞれ減額するものです。

また、7款、繰入金についても、介護給付費等の支出見込みに対する市負担の介護給付費繰入金の減額及び介護給付費準備基金の取り崩しによる増額等の補正となっています。

次に、5ページから8ページにかけての歳出ですが、2款、給付費において各保険給付費についての決算見込みにより、主に減額の補正となっております。

また、3款、基金積立金についても、歳入歳出の調整の結果、減額補正となっています。

以上、補正の主な内容です。議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第33号、議案第34号の2議案について御説明申し上げます。

議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の24ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,254万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,093万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書3ページから5ページをお願いします。

1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込み額による減額でございます。

3款、国庫支出金につきましても、交付決定額に伴う減額を。

9款、市債につきましても、事業費の確定に伴う借入額の減額でございます。

歳出につきましては、1款、1項、1目、一般管理費の委託料では、事業費の確定による減額。

2目、施設管理費につきましては、汚水量の見込みの修正に伴う流域下水道維持管理負担金の減額でございます。

2款、1項、2目、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金において、事業費の確定による減額でございます。

次に、議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3

号)について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書29ページをごらん願います。

1条として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ33万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,268万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書3ページをごらん願います。

歳入では、5款、事業費の確定による一般会計繰入金と8款、市債の減額を計上してございます。

4ページの歳出でございますが、13節、委託料の事業費の確定により減額を計上させていただきます。

以上、2議案、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案第35号、議案第36号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書の87ページ、88ページです。

まず、議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書33ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算総額から、それぞれ3,388万6,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,244万3,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、34ページ、35ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条の地方債の変更は、36ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

34ページの歳入の補正については、4款、繰入金、1項、一般会計繰入金及び2項、基金繰入金につきましては、歳出決算見込みによる調整を行っております。

7款、市債、1項、市債につきましても、歳出決算見込みによる減額調整を行っております。

35ページの歳出においては、1款、衛生費、1項、水道費について補正を計上してございます。

補正の主な内容は、委託料及び工事請負費については、事業費の確定及び決算見込みによる減額。

2款、公債費、1項、公債費につきましては、起債の借入額の確定に伴う長期債元金、利子償還金の減額を行っております。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

に関する説明書に記載しておりますので、ごらんおき賜りますようお願いいたします。

簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、以上でございます。

続きまして、議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、全て決算見込みによるものでございます。

別冊補正予算書の37ページをお開きください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上してございます。

収入につきましては、1款、水道事業収益、1項、営業収益で3,539万7,000円の減額。

支出では、1款、水道事業費用、1項、営業費用及び2項、営業外費用において7,420万9,000円の減額。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上してございます。

収入につきましては、1款、資本的収入、3項、出資金の及び6項、企業債において200万円の減額。資本的支出におきまして85万2,000円を減額するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、補填財源の調整をしてございます。

補正の詳細といたしましては、別冊紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書の5ページからをごらんください。

収益的収入につきましては、1款、1項、2目、受託工事収益の減につきましては、公共下水道事業等で支障となる水道管布設がえに要する補償費の決算見込みによる減額でございます。

6ページ、収益的支出では、1款、1項、2目、配水及び給水費では、設計委託料の決算見込み額による減額。

3目、受託工事費については、各受託工事費用の決算見込みによる減額でございます。

7ページ、資本的収入につきましては、1款、3項、1目、出資金及び1款、6項、1目、企業債におきましては、決算見込みによる減額でございます。

8ページの資本的支出では、企業債借入額確定による企業債償還金の減額でございます。

水道事業会計補正予算（第3号）については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時20分）

○議長（坂本康隆君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の89ページをごらんください。

議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成30年度予算書の1ページをごらんください。

平成30年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289億7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為に係る規定。

第3条は、地方債に係る規定。

第4条で、一時借入金の最高額を87億円と定め、第5条で、歳出予算の流用について規定しております。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

2ページから6ページにかけ、歳入歳出予算として、それぞれの款項にわたりまして289億7,000万円の合計額を見込んでおります。

次の7ページは、第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為の事項、期間、限度額を順次申し上げます。

庁舎総合管理委託、31年度から平成35年度、3億2,400万円、基幹系システムクラウドサービス利用、平成31年度から平成35年度、1億5,630万円、子ども子育て支援事業計画策定委託、平成31年度、320万円、粉河クリーンセンター解体整備工事、平成31年度、2億2,100万円、荒川中学校校舎等改築工事、平成31年度、11億6,050万円。

8ページをごらんください。

第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額を順次申し上げます。

総務管理施設整備事業1億5,810万円、児童福祉施設整備事業2億9,270万円、水道事業会計出資金3,120万円、清掃施設整備事業3億6,850万円、農業施設整備事業1億2,780万円、道路橋梁整備事業3億7,260万円、都市計画施設整備事業1億1,020万円、住宅整備事業3,860万円、消防施設整備事業6,790万円、小学校施設整備事業9,950万円、中学校施設整備事業5億1,100万円、社会教育施設整備事業3億930万円、保健体育施設整備事業680万円、公共土木施設災害復旧事業9,990万円、臨時財政対策債9億1,000万円、合計額は、35億410万円でございます。

それでは、歳入歳出につきまして、平成30年度予算額と増減理由を中心に御説明申し上げます。

別冊で、参考資料として配付させていただいております「平成30年度当初予算の概要

（財政資料編）」の3ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、市税の総額は63億7,082万4,000円、対前年度比1.5%の減となっております。

4ページ中段の歳入、市税の内訳をごらんください。

市民税は27億8,650万円、対前年度比0.2%の増、景気の好転により、法人市民税の増額を見込んでおります。

固定資産税は27億2,538万4,000円、評価替えの影響により、対前年度比2.1%の減としております。

軽自動車税2億2,900万円、対前年度比1.0%の増。

たばこ税は3億804万円、喫煙者の減少により、対前年度比11.2%の減。

都市計画税は3億2,190万円、対前年度比3.4%の減でございます。

3ページにお戻りください。

地方譲与税2億7,000万円、地方財政計画を参考に、対前年度比3.8%の増としております。

利子割交付金1,500万円、配当割交付金3,200万円、株式等譲渡所得割交付金2,500万円は、平成29年度の交付実績から推計して予算計上しております。

地方消費税交付金9億円、対前年度比4.9%の増、4,200万円の増額を見込んでおります。

ゴルフ場利用税交付金は2,600万円。

自動車取得税交付金5,000万円。

地方特例交付金3,900万円につきましても、平成29年度の交付実績から推計して予算計上しております。

地方交付税は104億9,000万円、対前年度比2.5%の減、2億7,000万円の減額、地方財政計画を参考に合併算定替え及び公債費算入分を加味し算出しております。

交通安全対策特別交付金500万円は、平成29年度実績等から推計しております。

分担金及び負担金3億4,841万5,000円、対前年度比8.1%の減、保育所保育料現年分等の減額によるものでございます。

使用料及び手数料2億4,471万円、対前年度比1.6%の減、し尿処理手数料等の減額によるものでございます。

国庫支出金34億5,358万3,000円、対前年度比9.2%の増、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金等の増額によるものでございます。

県支出金21億2,735万4,000円、地籍調査事業負担金等の増額により、対前年度比6.3%の増を見込んでおります。

財産収入4,369万3,000円、対前年度比5.4%の増、寄附金8,000万2,000円、昨年度と同額でございます。

繰入金6億1,731万5,000円、対前年度比66.3%の減、減債基金繰入金の

減少により12億1,455万2,000円の減額でございます。

繰越金5,000万円、前年度繰越金を計上しております。

諸収入2億7,800万4,000円、対前年度比11.5%の減、市債35億410万円、対前年度比27.2%の増、7億5,020万円の増額、合併特例債対象事業費の増によるものでございます。

以上、歳入合計は、289億7,000万円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページの歳出、目的別をごらんください。

議会費2億3,828万8,000円、対前年度比1.4%の増、332万6,000円の増額でございます。

総務費27億9,292万5,000円、対前年度比1.8%の減、5,157万2,000円の減額、減災基金積立金等の減額によるものでございます。

民生費104億5,055万2,000円、対前年度比5.1%の増、5億724万8,000円の増額、粉河地区保育所再編事業費等の増額によるものでございます。

衛生費31億2,393万4,000円、対前年度比5.6%の増、1億6,545万4,000円の増額、水道事業会計出資金等の増額によるものでございます。

労働費52万1,000円、対前年度比310.2%の増、39万4,000円の増額、雇用対策事業費の増額によるものでございます。

農林業費9億2,161万9,000円、対前年度比6.9%の減、6,820万4,000円の減額、県営紀の里地区広域営農団地農道整備事業負担金等の減額によるものでございます。

商工費3億2,213万3,000円、対前年度比28.8%の増、7209万1,000円の増額、企業誘致促進事業費等の増加によるものでございます。

土木費27億579万4,000円、対前年度比0.8%の増、2,207万7,000円の増額、橋梁維持修繕事業費等の増額によるものでございます。

消防費11億1,687万8,000円、対前年度比18.5%の減、2億5,427万5,000円の減額、防災業務無線デジタル化事業費等の減額によるものでございます。

教育費26億5,932万9,000円、対前年度比25.6%の増、5億4,210万2,000円の増額、荒川中学校校舎等改築事業費等の増額によるものでございます。

災害復旧費には、3億1,055万9,000円を予算計上しております。

公債費42億7,746万8,000円、対前年度比28.2%の減、16億7,918万7,000円の減額、市債の繰上償還に係る元金の減額によるものでございます。

予備費は5,000万円。

歳出合計は、289億7,000万円でございます。

以上、平成30年度一般会計当初予算の概要でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書11ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ1,720万円で、対前年度比2.8%の減でございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、12ページ、13ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、一時借入金の借り入れ最高額を600万円と定めております。

内容につきましては、予算説明書221ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において、現年分滞納繰り越し分、合計1,247万円を計上し、債権数、償還額の減少により、対前年度比349万8,000円の減額となっております。

次に、223ページをお開きください。

歳出では、1款、土木費、1項、住宅費において1,383万円の計上で、対前年度比7万6,000円の増額でございます。

次に、224ページの2款、公債費、1項、公債費において、長期債元金・利子合計で321万2,000円の計上であり、対前年度比で53万5,000円の減額となっております。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） それでは、議案書91ページをごらんください。

議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別刷の平成30年度予算書の14ページをごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

15ページ、16ページをごらんください。

歳入では、財産収入として土地開発基金預金利子60万円を見込みまして、歳出では同額を土地開発基金に繰り出して積み立てるものでございます。

詳細につきましては、別冊「平成30年度予算説明書」の236ページ、237ページに記載してございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第40号から議案第42号までの3議案について、御説明させていただきます。

議案書92ページをお願いいたします。

議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、御説明いたします。

別冊の平成30年度予算書17ページをお願いします。

平成30年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億3,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を25億円と定め、第3条では、歳出予算の流用可能範囲について規定してございます。

別冊の予算説明書240ページ、歳入をごらんください。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者保険税では、税率改定を見込んだ状態で、平成29年度における直近の調定額を基礎として、推定加入見込み被保険者数1万7,220人に対して、現年課税分14億8,330万円、滞納繰り越し分では、29年度決算見込み額をもとに6,410万円、合計15億4,740万円を計上してございます。

2目、退職被保険者等保険税につきましても、一般被保険者と同様の算定方式により、推定加入見込み数396人に対して、現年課税分4,470万円、滞納繰り越し分で220万円、合計4,690万円を計上してございます。

241ページから242ページにかけての3款、国庫支出金、4款、療養給付費等交付金、5款、県支出金につきましては、平成30年度から開始されます県広域化により財政主体が県に移行することから、予算編成上の各費目内訳が大幅に変更しており、それぞれの関連する財政予算に対し、一定の算出基準等に基づき、県等からの補助金、交付金を計上してございます。

また、243ページ、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、法定による繰入金を計上してございます。

247ページ、歳出をお願いいたします。

1款、総務費につきましては、国保事務に要する経費、国保連合会への負担金や国保税徴収に要する経費等を計上してございます。

249ページからの2款、保険給付費につきましては、退職者被保険者に係る各費目の減額見込みにより、対年度減となつてございます。

251ページ、3款、国民健康保険事業費納付金は、県広域化に伴い、財政上の事業主体となる県に市が納付する金額を計上してございます。これにより、昨年度まで計上しておりました旧3款から7款までの各種支援金や納付金、また拠出金に係る予算費目はなくなつてございます。

253ページ、6款、保険事業費につきましては、特定健康診査やレセプト点検、また脳ドックに要する経費を計上してございます。

255ページ、7款、基金積立金につきましては、今後の事業運営を見据え、国保制度の変化に対応するため、1億1,000円を計上してございます。

続きまして、議案書93ページ、議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算についてを御説明いたします。

別冊の予算書22ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,970万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条では、一時借入金の借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書261ページ、歳入をお願いいたします。

1款、診察収入では、平成29年度決算見込み額をもとに4,544万4,000円を。

3款、繰入金では、経営補助として一般会計から4,205万3,000円、国保会計から1,204万4,000円を計上してございます。

263ページ、歳出をお願いいたします。

1款、施設費では、主なものとして職員給与、医師の報酬及び退職手当並びに医薬材料費などを計上してございます。

2款、公債費につきましては、長期債の元金と利子を計上してございます。

続きまして、議案書94ページ、議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算についてを御説明いたします。

別冊の予算書25ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を4億7,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書278ページ、歳入をごらんください。

1款、保険料では、後期高齢者医療広域連合で決定されました保険料率に基づいて賦課決定されます保険料5億1,816万9,000円を。

3款、繰入金では、事務費に係る繰入金、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金、医療給付費に係る療養給付費繰入金、計10億2,684万5,000円を計上してございます。

208ページ、歳出でございますが、1款、総務費につきましては、保険給付等に要する経費と保険料の徴収に要する経費として、計984万8,000円を。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者が納付する保険料、保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金、その他事務費等負担金として15億3,102万3,000円を。

3款、保険事業費につきましては、脳ドック30名分の受診委託料として163万2,000円を計上してございます。

以上、3議案につきまして、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 議案第95ページ、議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、提案説明申し上げます。

予算書の28ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、第1条において、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億2,000万円と定めています。これは、前年度と比べ、5,900万円、率にして0.9%の増となっています。

第2条では、一時借入金の限度額を21億円と定め、また第3条では、歳出予算の流用について定めております。

平成30年度予算につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期の介護保険事業計画を念頭に予算編成をしたところです。

歳入歳出の各款項の予算は、29ページから32ページの第1表のとおりです。

続いて、予算の主な内容ですが、別冊予算説明書の283ページからになります。

先に、290ページの歳出からお願いいたします。

1款、総務費では、一般事務費のほか、第1号被保険者数、審査件数等を推計し、賦課徴収費、介護認定審査会費等に係る予算として、1款、総額で1億1,445万6,000円を計上しています。

また、292ページから297ページにかけての保険給付費では、各給付費で増減がありますが、第7期介護保険事業計画の初年度に当たり、介護保険法の改正による介護給付費への影響が少なかったことにより、2款、給付費総額では953万9,000円、0.1%微増の64億2,670万9,000円となっています。

次に、297ページから302ページにかけての4款、地域支援事業費では、昨年度当初予算では一般会計で予算措置していた地域包括支援センター運営費が介護保険法の地域支援事業交付金の対象となっていることから、介護保険事業勘定特別会計へ予算を組み替えたこと並びに新規事業として在宅サポートセンター運営事業、複合型フレール予防プログラム事業、虚弱を予防する事業という内容です。それから、認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業などの新たなサービスや事業に要する経費を計上した結果、7,735万8,000円増の3億6,682万3,000円となっています。

また、303ページ、5款、公債費では、第6期介護保険事業期間中に借り入れする必要がなかったため、財政安定化基金償還金について3,000万円の減となっています。

一方で、歳入です。

285ページに戻っていただいて、1款、介護保険料については、平成30年度から第7期の介護保険事業計画期間になることから、その改定の状況や1号被保険者の負担財源率が22%から23%へ引き上げるなどの要因により、1億2,344万8,000円の増となっております。

そのほか、285ページから287ページにかけての3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金については、介護保険制度内の負担区分による財源として、それぞれ予算計上をしております。

また、289ページ、9款、諸収入について、包括支援センター運営に当たり、介護予防サービス計画費作成の費用が4,919万9,000円歳入されることにより、大幅な増となっています。

以上、議案第43号の提案説明です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第44号、議案第45号の2議案について、御説明申し上げます。

議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書33ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,500万円で、対前年度比0.6%の減額でございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区の金額は、34ページ、35ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、36ページの第2表のとおり、公営企業法適用化移行事務支援委託の債務負担を定め、第3条では、37ページの第3表のとおり、地方債について定めております。第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を3億9,000万円と定めております。

内容につきましては、予算説明書316ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上してございます。

2款、使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店の責任技術者の登録更新手数料を計上しており、下水道使用料では、一般家庭、事業所及び公共施設の加入申し込み実績を考慮し、年間使用料金を算定してございます。

3款、国庫支出金では1億1,460万円の計上で、対前年度比11.6%の減となっております。

次に、319ページをお開きください。

歳出の主な内容ですが、1款、総務費において、対前年度比8.7%の減となっております。

1目、施設管理費については、平成29年度に引き続き、公営企業法適用化業務を計上してございます。

2款、事業費では5億3,224万8,000円で、対前年度比1.1%の減となっております。

1目、公共下水道事業の内容といたしましては、9.9ヘクタールの面整備と新たに8.5ヘクタールの区域について供用開始を予定してございます。

また、2目、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道事業建設負担金並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担金を計上してございます。

紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、以上でございます。

続きまして、議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書38ページをお開きください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,390万円と定めており、対前年度比は13.9%の減となっております。

2項の歳入歳出予算の款項の及び当該区分ごとの金額は、39ページ、40ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、41ページの第2表のとおり、公営企業法適用化移行事務支援委託の債務負担を定め、第3条は、42ページの第3表のとおり、地方債について定めております。

第4条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,400万円と定めてございます。

予算内容につきましては、予算説明書336ページをお開きください。

歳入につきましては、2款、使用料及び手数料、1項、使用料が749万8,000円で、対前年度比0.1%の減で、ほぼ前年並みでございます。

次に、338ページの歳出では、1款、1項、施設管理費においては1,383万5,000円で、対前年度比34.1%の減となっております。減額の主な要因は、施設の最適整備構想策定業務委託料の減でございます。

農業集落排水事業特別会計予算については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案書98ページの議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案書108ページの議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案につきまして一括説明させていただきますので、よろしくお願いします。

別冊の平成30年度予算書の43ページから記載しております池田財産区をはじめとする各財産区の特別会計予算につきましては、それぞれ第1条で、歳入歳出予算の総額並び

に歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成30年度の予算の計上に当たりましては、前年度実績等十分精査を行った上で、各財産区の管理運営に要する経費を中心に予算措置をさせていただいており、11財産区の予算総額は1,316万円で、前年度より330万円の減となっています。

以上、11議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（登壇） それでは、議案第57号、議案第58号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書では、109ページ、110ページです。

まず、議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

30年度からは、統合により4カ所の簡易水道特別会計分を含んでおります。

予算書の76ページをお開きください。

第2条で、業務の予定量を平成30年度末給水戸数を2万4,040戸、年間総給水量を642万5,000立方メートルと予測してございます。

第3条は、収益的収入及び支出に係る予算を定めてございます。水道事業収益は、14億300万4,000円を計上してございます。また、収益的支出では13億7,740万2,000円を計上してございます。

第4条では、資本的収入及び支出に係る予算を定めてございます。資本的収入は4億8,761万円、資本的支出では10億8,109万5,000円を計上してございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,348万5,000円については、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしてございます。

77ページをごらんください。

第4条の2では、簡易水道事業を統合することに伴う平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計の打ち切り決算により、平成30年3月31日までに発生した紀の川市簡易水道事業の債権または債務に係る未収金または未収金の整理を行い、予算措置をするものでございます。

第5条では、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について。

第6条では、一時借入金の限度額について。

第7条では、予定支出の各号の経費の金額の流用について。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について。

第9条では、棚卸資産購入限度額について定めてございます。

また、予算の詳細につきましては、別冊の予算に関する説明書402ページからとなっておりますので、後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

水道事業会計については、以上でございます。

続きまして、議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の78ページをお開き願います。

第2条で、業務の予定日を定めてございます。給水事業所数を9事業所、年間総給水量として44万540立方メートルを見込んでございます。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、工業用水道事業収益は4,501万1,000円で、対前年度比2.1%の増となっております。収益的支出は、4,058万4,000円で、対前年度比は4.6%の増で、増額の主な要因は、総経費の増額でございます。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入は工事負担金の項目設定のみでございます。また、資本的支出では1,752万2,000円で、前年度並みとなっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,752万1,000円は、過年度分損益勘定留保金資金で補填するものと予定してございます。

第5条では、一時借入金の限度額について。

79ページの第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めてございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を定めてございます。

予算の詳細につきましては、別冊の予算に関する説明書437ページからとなっておりますので、後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

工業用水道事業会計については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の111ページをごらんください。

議案第59号 土地の処分について。

北勢田第2工業団地の2号地を企業用、工業用地として売却したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、所在地、紀の川市北勢田字山田726番12、2、数量、1万6、

247. 07平方メートル、3、処分の方法、売買、4、処分価格、2億2,000万円、5、契約の相手方、大阪府岸和田市内畑町1827の1、株式会社平和エンジニアリング、代表取締役 東尾博充でございます。

以上、御審議、お願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第60号 権利放棄について、御説明申し上げます。

議案書112ページをごらん願います。

次の権利放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、放棄する債権、住宅新築資金貸付金に係る債権、2、債務者住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金194万5,650円、内訳といたしまして、元金170万6,842円、利息23万8,808円、県費貸付金131万3,976円、内訳として、元金113万8,491円、利息17万5,485円です。4、権利放棄の理由といたしましては、債務者は死亡、法定相続人全員が相続放棄し、連帯保証人も死亡しております。よって、償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに、補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第10号 静川財産区管理委員の選任についてまでの計13件につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から、議案第10号までの計13件につきましては、本日、直ちに、質疑、討論、採決まで行うことと決しました。

それでは、まず、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、討論、採決を行います。

これから、諮問第1号から諮問第3号までの3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これから、諮問第1号から諮問第3号までの3件に対して、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから、順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号につきまして、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第2号につきまして、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第3号につきまして、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続きまして、議案第1号から議案第6号 飯盛財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第1号から議案第6号までの6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これから、議案第1号から議案第6号までの6件に対して、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり同意するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり同意するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第7号から議案第10号 静川財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第7号から議案第10号までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これから、議案第7号から議案第10号までの4件に対して、一括して討論を行います。
討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

次会は、明日2月28日水曜日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 1時21分）